津久見市民会館　ネーミングライツ・パートナー募集要項

1　募集目的

津久見市では、民間の資金を活用して市民会館におけるより一層の施設利用者へのサービス向上を図るため、津久見市民会館のネーミングライツ（市が所有する施設等の命名権）を取得するパートナーを募集します。

ネーミングライツ・パートナーは、津久見市民会館に企業名等の愛称を表示することにより、企業等のＰＲはもとより、市の施策への経済的な支援を通じた社会貢献を行うことができます。

2　募集対象施設及び所在地

(1)名　　称　　津久見市民会館
(2)所 在 地　　津久見市大字津久見浦 3825 番地の 100

3　契約の期間

5 年間（令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 14 年（2032 年）3 月 31 日まで）

4　募集金額（ネーミングライツ料）

津久見市民会館 120 万円以上/年間（消費税及び地方消費税込）

【内訳】

令和 9 年 4 月 1 日	～	令和 10 年 3 月 31 日（1 年間）	120 万円
令和 10 年 4 月 1 日	～	令和 11 年 3 月 31 日（1 年間）	120 万円
令和 11 年 4 月 1 日	～	令和 12 年 3 月 31 日（1 年間）	120 万円
令和 12 年 4 月 1 日	～	令和 13 年 3 月 31 日（1 年間）	120 万円
令和 13 年 4 月 1 日	～	令和 14 年 3 月 31 日（1 年間）	120 万円

5　愛称の条件

① 公共施設にふさわしい「愛称」として、親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージなど、市民の理解が得られる愛称を命名してください。（一部修正をお願いする場合があります。）
② 他人の著作権、商標権を侵害しないものであることとします。
③ 募集するのは施設の愛称であり、条例上の施設名称を変更するものではありません。
④ 契約期間中における愛称の変更は、原則できません。

6　愛称の使用開始時期

令和 9 年 4 月 1 日（予定）

7　名称変更に伴う必要経費

＜ネーミングライツ料以外の費用負担区分は、次の表のとおりとします。＞

区　分	市など	パートナー
施設の看板の表示変更		○
新規の看板設置		○
契約期間終了後（解除後）の原状回復		○
市及び指定管理者が作成するパンフレットなどの印刷物、ホームページの表示変更	○	
応募及び契約締結に係る費用		○

※看板の表示変更、新規の看板設置は、関係機関との協議により決定します。

8　応募資格

次の要件を全て満たす者であること。

⑴法人であること。

⑵次に掲げる者でないこと。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する事業を営む者

④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続を行っている者

⑤法人市民税、法人事業所税、消費税及び地方消費税について、過去 1 年間に滞納がある者

⑥津久見市広告料収入事業広告掲載基準（平成 29 年告示甲第 28 号）第 4 条に規定する掲載基準に該当する業種を営むもの又は該当する行為を行っていると認められる者

⑦その他、ネーミングライツ・パートナーとすることが適切でないと認められる者

9　募集期間及び応募方法等

(1)募集期間等

①募集期間

令和8年11月30日（月）から令和8年12月14日（月）まで

※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までを受付時間とします。

②募集要項及び必要書類の配布場所

津久見市大友町5番15号　津久見市教育委員会生涯学習課

※津久見市のホームページからもダウンロードできます。

(2)申込書の提出

①提出期限

令和8年12月14日（月）必着

②提出先：上記(1)②に同じ

③提出方法：窓口に直接お持ちいただくか、郵送（簡易書留）で行ってください。（郵送の場合は、必着とします。）

※FAX、電子メールでの提出はできません。

(3)募集要項に関する質問書の受付

募集要項の内容に関する質問については、津久見市ネーミングライツ事業応募に関する質問書（別記様式）により次のとおり受け付けます。

質問受付期間：令和8年12月3日（木）午後5時まで

提 出 場 所 ：津久見市大友町5番15号

提 出 方 法 ：窓口に直接お持ちいただくか、郵送、FAX 又は電子メールにて提出してください。（いずれも必着とします。）

※口頭（電話）による質問は受け付けません。電子メールにて提出する場合、メール送付後、届いたことを確認するための電話連絡をしてください。

(4)回答方法

質問者には、郵送、FAX、電子メールにより個別に回答するほか、津久見市のホームページ内で質問及び回答を原則、公表します。（質問者の氏名等は表示しません。）

10　提出書類

書類名	備考
津久見市ネーミングライツ事業申込書	第1号様式
津久見市ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書	第2号様式
地域貢献等状況申告書	第3号様式

会社概要がわかる書類	
役員等名簿	
直近 3 年の決算書及び決算報告書	
税の滞納がないことを証明するもの （直近 3 年分の国・県・市税の納税証明書等）	
定款又は寄附行為の写し	
登記事項証明書（商業登記簿謄本等）	
その他市長が必要と認める書類	

11　ネーミングライツ・パートナーの選定方法

(1)選定委員会の開催

ネーミングライツ・パートナー選定委員会において、選定基準に基づき、応募金額、応募者の経営状況、地域社会への貢献、愛称案等総合的な審査を行い、優先交渉権者を決定します。なお、応募者が 1 者だけの場合でも、選定委員会においてパートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、パートナー交渉権者とするか否かを決定します。

選定基準

審査区分	審査項目	配点（点）
応募金額	･応募者中､最高応募金額であるものを 1 位とし、配点の満点である 40 点を付与する。 ･他の応募者の得点は最高応募金額を用いて、次の式により算出する(小数点第 1 位以下を四捨五入) 得点＝40 点×当該応募金額／最高応募金額	４０
応募企業	経営の安定性・健全性	１０
	地域貢献状況への理解、取組	１０
	地域性	５
応募の趣旨	応募の動機、パートナーとしての意欲	１５
愛　称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージ等	２０
合計		１００

※各選定委員の点数を合算し、配点合計 500 点（委員 1 人 100 点×5 人）の 6 割未満の場合は不採用とします。

なお、点数が著しく低い審査項目があるなど、ネーミングライツ・パートナーとして適切でないと認められる場合は、選定しない場合があります。

12　選定委員会の結果

選定委員会の結果については、それぞれ応募者全員に対し文書で通知します。

13　契約の締結及び解除

(1)契約の締結

パートナー交渉権者と契約内容について詳細な協議を行い、協議が整った場合はネーミングライツに関する契約を締結します。

契約締結後は、契約内容（パートナーの名称、施設の愛称、契約金額等）について、市報や市のホームページ等を通じて広く公表します。

(2)契約の解除

契約の締結後、ネーミングライツ・パートナーが応募資格を欠くことになった場合、又は社会的信用を損なう行為などにより施設のイメージが損なわれるおそれがある場合、その他パートナーとすることが適当でないと認められる場合などには、市は契約満了を待たずに契約を解除する場合があります。この場合、原状回復等に必要な費用は、パートナーの負担とします。なお、契約を解除した場合、市は当該年度分の契約金額は返還しません。

14　ネーミングライツ開始までのスケジュール

	日 程
①募集期間	令和 8 年 11 月 30 日～ 令和 8 年 12 月 14 日
②申込受付期間	上記募集期間に同じ
③選定委員会 （パートナー交渉権者の決定）	令和 8 年 12 月下旬予定
④ネーミングライツ・パートナー決定	令和 8 年 12 月下旬予定
⑤契約締結 （パートナーの決定）	令和 9 年 1 月中旬予定
⑥看板等の表示変更（準備期間）	契約締結後開始まで
⑦ネーミングライツ開始	令和 9 年 4 月 1 日から

※上記スケジュールは予定であり、優先交渉権者との協議次第では若干の変更が生じる場合があります。

15　その他

本募集要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市、応募者及びネーミングライツ・パートナーが誠意をもって協議し定めるものとします。

16　問合せ先

津久見市教育委員会　生涯学習課　スポーツ施設管理班
〒879-2431　　津久見市大友町 5 番 15 号
TEL：0972-82-9527　FAX：0972-85-0081
E-mail:k-todaka@city.tsukumi.lg.jp